

小竹町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会設置
要綱

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「マスタープラン」という。）並びに都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する小竹町立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定及び改定に関し、住民等の意見を反映させるため、小竹町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) マスタープランの策定及び改定に関すること。
- (2) 立地適正化計画の策定及び改定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、マスタープラン並びに立地適正化計画に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者又はその指定する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日からマスタープラン又は立地適正化計画が策定若しくは改定される日までとする。

2 職をもって選任された委員がその職を離れたときは、当該委員を解任されたものとみなす。

3 前項の規定により、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長 1 人を置き、会長は第 3 条第 2 項第 1 号に

掲げる者をもって充て、副会長は会長が指名した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は町長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。